

検討事案の概要 1 (脳・心臓疾患)

事案番号	脳心①	脳心②
性別	男	男
発症時年代(年齢)	30歳代	50歳代
業種	印刷業	金属製品製造業
所属事業場労働者数	13人	66人
労働組合等の有無	労働組合なし	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	—	あり
職種・役職・職位	課長	主査
被災者の業務内容	工場全体の管理業務(注文書受理から在庫製品の確認、材料注文、注文に対する計画の設定、出荷予定の設定、製品完成後の品質管理、製品に関するトラブル対応、新規製品の試作の作業など)	品質保証課で検査業務やクレーム処理を担当
疾患名	心臓性突然死(心停止)	脳梗塞
所定労働時間数	1日8時間、1週間40時間	1日8時間
休憩と取得状況	午前午後各10分と昼食時の50分、合計1時間10分取得していたもよう。	午前午後各10分、昼休憩40分、合計1時間。休憩時間を確保できていたかは不明。
所定休日と取得状況	毎週日曜日の他、第1から第3土曜日、祭日。発症5か月前から所定休日を確保できない週がある。	日曜日、会社が指定する土曜日、夏期休暇、年末年始。夏期休暇は取得できていたようだが、発症前6か月において、夏期休暇の4日間を除き土曜日に休日を取得しておらず、日曜日についても必ずしも休日を取得できていない。
深夜業の有無と勤務状況	22時を超える深夜勤務が発症前5か月から顕著に多く、少ない月で14回、多い月で23回ある。	発症前5か月から22時を超える深夜就業回数が増加し、発症前3か月から5か月で1か月当たり14回前後、発症前の2か月間は各月とも20回を超えている。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	高血圧疑い、糖尿病疑い	前立腺肥大症、血糖値要観察、血圧要観察、HbA1c要観察
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	短期間の過重業務については、休日があるものの、1日当たり6時間を超える時間外労働が認められることから、過重な業務が継続していたと認められる。長期間の過重業務については、発症前1か月に166時間の時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性は強いと評価でき、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。	労働時間について、発症前6か月において、発症前1か月に190時間以上、発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たり180時間以上の時間外労働が認められ、業務と発症との関連性は強いと認められる。したがって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
労働時間以外の負荷要因	なし	なし
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	166(364)	197(365)
同2か月(拘束時間数)	165(374)	241(401)
同3か月(拘束時間数)	134(287)	160(320)
同4か月(拘束時間数)	208(368)	184(344)
同5か月(拘束時間数)	235(403)	165(325)
同6か月(拘束時間数)	102(270)	145(313)
36協定の時間外労働時間数	—	1か月45時間、1年360時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	—	196
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	早期に自宅の寝室で被災労働者が死亡しているところを妻が発見した。	自宅で朝食後に「視野が狭い」と座り込み、即日入院し治療を受けていたが、数日後に症状が急激に悪化し死亡した。
その他の事情	筆者注1)表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。 筆者注2)「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。 筆者注3)「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。	

事案番号	脳心③	脳心④
性別	男	男
発症時年代（年齢）	50歳代	40歳代
業種	飲食業	産業廃棄物処理業、解体業、土木建築業
所属事業場労働者数	8人	146人
労働組合等の有無	労働組合の有無は不明、過半数従業員代表あり	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	店長	工務課長（現場管理者）
被災者の業務内容	店舗・店員の管理、材料の発注、関係各所に対する折衝及び店舗での調理	所属課内の業務進行の管理及び建設現場における管理の業務
疾患名	脳梗塞	脳内出血
所定労働時間数	1日8時間、1週間48時間	1日6時間40分、1週間40時間
休憩と取得状況	2時間。人員がぎりぎりのため所定どおり取得できていなかったもよう。	午前午後各30分、昼休憩1時間20分、計2時間20分。業務の状況により、時間どおり、思うようには取得できていなかったと認定されている。
所定休日と取得状況	週休1日	週休1日制、正月、盆、GW等年間62日。所定の休日は取得できていたもよう。
深夜業の有無と勤務状況	客数が多い場合は出汁作りを深夜にかけて一人で行ってた。	週当たり平均でおおむね1,2回は22時を超える深夜業を行っていたもよう。この回数は多くないといえるかもしれないが、出勤時刻が朝6時台であり、これが拘束時間の長さにつながっている（なお、勤務先では自宅と現場の直行直帰が認められていないため、出勤と退勤は勤務先となっている。）。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	拡張型心筋症、肺炎	気管支喘息、高血糖、高脂血症
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前6か月間において、発症前1か月の時間外労働は200時間であるため、業務と発症との関連性は強い。したがって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したと認められる。	発症前概ね6か月間においては、休日数が少なく、かつ、1か月あたりの時間外労働時間数が100時間を超えていることから、恒常的な長時間労働の実態にあった。このため、過重業務が認められ、基礎疾患の高血圧が自然的経過を超えて増悪し、本件脳内出血を発症させた。
労働時間以外の負荷要因	認定判断に影響する事実は認められていない。	認定判断に影響を与える事実は認められない。
発症前1か月の法定時間外労働時間数（拘束時間数）	201 (411)	138 (345)
同2か月（拘束時間数）	169 (389)	147 (354)
同3か月（拘束時間数）	131 (349)	157 (364)
同4か月（拘束時間数）	177 (395)	127 (324)
同5か月（拘束時間数）	295 (515)	171 (378)
同6か月（拘束時間数）	247 (467)	183 (380)
36協定の時間外労働時間数	1か月45時間、1年360時間	1か月45時間、1年360時間（1年単位変形労働時間制適用の場合は、1か月42時間、1年320時間） 特別条項では、1か月95時間、1年800時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数（最大値）	250	138（特別条項が適用されていた場合は88）
労災事故の発生状況（直接の原因を含めた概要）	仕事中に手に力が入らなくなり、立っていられず椅子に腰掛けようとしたところ座れずに倒れた。次第に右半身が痺れたため救急搬送を要請し、脳梗塞と診断された。	職場で倦怠感を覚え、帰宅後、左腕、左足が動かなくなり救急搬送されたところ、脳内出血と診断された。
その他の事情	—	—

筆者注1）表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2）「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3）「発症前」の「法定時間外労働時間数（拘束時間数）」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑤	脳心⑥
性別	男	男
発症時年代(年齢)	40歳代	30歳代
業種	小売業	小売業
所属事業場労働者数	194人	11人
労働組合等の有無	—	過半数労働組合あり
36協定の有無	—	あり
職種・役職・職位	副店長	営業主任
被災者の業務内容	売上数値予算管理(日々の実績管理)、伝票・書類管理(仕入れ・返品伝票、レジ書類などの管理監督)、他店チラシに対する対策、商品管理(発注、返品、搬入)、社員管理、社員住宅管理、業績不振部門に対する対策	所属営業所では自社製造の歯科用X線装置の販売・修理・メンテナンスを行っており、被災者は主任の昇格に伴い主業務がメンテナンスから営業となった。内勤では、見積書・CAD図面・他社製品との比較資料の作成、一般職の指導、外勤では、商談、セールス、故障対応、メンテナンス等を行っていた。外勤の比重が高く、外勤後に内勤してから退社していた。取引先が中部東海地域にわたることから宿泊を伴う出張が多く、また、相手方の都合に応じて外勤していたため、残業や休日出勤が多かった。
疾患名	くも膜下出血	くも膜下出血
所定労働時間数	管理職のため、労働時間の管理は本人の裁量に任されている。 管理監督者の平均労働時間：出勤9:00-9:30、退勤22:00-23:00	1日8時間、1週間40時間
休憩と取得状況	1時間(昼45分、適宜15分)。認定判断の当たった実労働時間算定においては休憩を取得できていたとされている。	昼休憩45分、午後休憩10分、所定終業時刻後に勤務する場合はその後の10分。必ずしも決められた時間帯に取得できていないが、全体としては日中の55分休憩を取得できていたもよう。
所定休日と取得状況	週2日(平均月6日)。被災者も概ね同様	完全週休2日制
深夜業の有無と勤務状況	発症日を除く発症前6か月において、22時を超えない退勤日は3日のみ。退勤時間は概ね22時30分	記録によると、発症前6か月において22時を超える深夜業を行った日は2日のみである。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	糖尿病の疑い	肝機能経過観察
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前1週間、1週間以前に継続した長時間労働が認められ、また、発症前1か月において197時間の時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性が強いと評価でき、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。	発症前1か月の時間外労働時間数は100時間を超えており、業務と発症との関連性は強いと評価できる。
労働時間以外の負荷要因	なし	なし
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	170(370)	134(344)
同2か月(拘束時間数)	148(338)	—
同3か月(拘束時間数)	147(336)	—
同4か月(拘束時間数)	134(332)	—
同5か月(拘束時間数)	159(359)	—
同6か月(拘束時間数)	132(329)	—
36協定の時間外労働時間数	—	1か月40時間、1年360時間(特別条項では1か月60時間)
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	—	94(特別条項が適用されていた場合は74)
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	夕方に勤務先トイレ個室内で倒れているところを社員によって発見され救急搬送されたが、病院で死亡が確認された。	業務上のトラブル対応作業中に気分不良となり救急搬送され、くも膜下出血と診断された。
その他の事情		

筆者注1) 表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑦	脳心⑧
性別	男	男
発症時年代(年齢)	40歳代	30歳代
業種	小売業	専門・技術サービス業
所属事業場労働者数	1967人	6人(企業全体では52人)
労働組合等の有無	労働組合あり、当該労働組合が過半数従業員代表に代替(話し合いによる選出)	過半数労働組合あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	海産バイヤー(仕入れ担当) *サブバイヤーの部下が一人いる。	主幹
被災者の業務内容	海産バイヤーとして、生鮮魚等の仕入れ・チェック・仕分け、各店舗の鮮魚売場の指導、報告書・広告・指示書の作成など事務処理、商談、視察等県外出張の業務に従事	農地・農業用施設の災害査定のため、測量、設計、積算業務の書類の審査業務に従事
疾患名	脳出血	橋出血(脳出血)
所定労働時間数	1日7時間45分、1週間40時間	1日8時間、1週間40時間
休憩と取得状況	午前休憩15分、昼休憩1時間、計1時間15分。取得できていたもよう。	昼休憩1時間
所定休日と取得状況	週休2日制	完全週休2日制。発症前2か月から5か月においては連続勤務が見られ、休日を所定どおりに取得できていない。
深夜業の有無と勤務状況	勤務が深夜に及ぶことはない。他方、業務の性質上、出勤は早朝であり、概ね朝4時半。	発症前6か月間において22時を超える深夜勤務回数は40回あり、特に発症前2か月目の深夜勤務回数が顕著である。
出退勤管理の方法	タイムカード	被災時は業務月報にて管理。協働他者の確認押印を経ているもの。
既往歴	脳梗塞疑い、めまい症、肝機能要精密検査、中性脂肪・HDL・LDL要治療、肥満・血圧・総コレステロール要経過観察	血圧要精密検査
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前1か月間において、119時間の時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性が強いと評価でき、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。	発症前1か月間に98時間(約3週間の勤務)、発症前2か月から6か月平均においても最大135時間、最少97時間と100時間を超える時間外労働が継続している状態であり、業務内容も、激甚災害の復旧のため急を要する一連の災害査定業務であり、労働密度が高く、業務と発症との関連性は強いと評価できる。したがって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
労働時間以外の負荷要因	なし	長期出張による単身赴任中であり、ホテル住まいをしており、相当なストレスがあったと推測される。また、業務では指導的立場にあり、精神的な負担はあったと推測される。
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	119(315)	98(243)
同2か月(拘束時間数)	134(321)	164(376)
同3か月(拘束時間数)	135(334)	144(340)
同4か月(拘束時間数)	127(314)	131(328)
同5か月(拘束時間数)	114(318)	46(245)
同6か月(拘束時間数)	122(315)	1(180)
36協定の時間外労働時間数	1か月15時間、1年120時間(1年単位変形労働時間制適用の場合は、1か月42時間、1年320時間)	1か月20時間、1年180時間(特別条項では1か月30時間)
36協定時間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	92(被災者は変形労働時間制が適用されていたようであるため)	144(特別条項が適用されていた場合は134)
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要) その他の事情	業務上の理由から週休予定日を返上して早朝から業務に従事し、夜に帰宅シタ食や風呂を終えたところで右半身が動かなくなり、救急搬送され、脳出血と診断された。	年末年始休暇中に自宅で頭痛を訴えた後に嘔吐し、意識不明となって救急搬送され、橋出血と診断された。発症前6か月、特に発症前5か月以降においては連続勤務が繰り返され、最大で40日間の連続勤務が見られる。被災者は農業災害の専門家として審査業務の大半を一人でこなしており、審査件数は数百件に及ぶものの、査定までの期間は極めて短いため、迅速な対応(審査)が求められていた。審査に必要な提出されてきた書類には不備が多く、その対応に相当な時間を取られていたことで労働密度は高く、業務指導に伴う精神的緊張、被害規模の大きな案件の審査漏れが発覚し相当なショックを受けていたことも認定されている。

筆者注1) 表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑨	脳心⑩
性別	男	男
発症時年代(年齢)	40歳代	50歳代
業種	金属製品製造業	機械部品製造業
所属事業場労働者数	223人	9人(企業全体)
労働組合等の有無	過半数労働組合あり	過半数労働組合あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	工作課 係長	製造責任者。なお、上長たる事業場責任者は組合委員長である。
被災者の業務内容	品質不適合の削減に向けた業務(工作課各班の段取表や作業マニュアルの完全実施支援及び充実)、工作課マネジメント業務、品質マネジメントシステムの内部監査員業務など	地ビール・ミネラルウォーターの製造。製造業務従事者は被災者を含め2名のみ。製品開発、製造工程の計画、機械のメンテナンス、原料の仕入れ等製造に関するすべてを担当し、かつ、飲食店への営業も行っていた。
疾患名	虚血性心疾患疑い(心停止)	脳内出血
所定労働時間数	1日7時間45分、1週間38時間45分	1日7時間。11日ごとに通し勤務として所定終業時刻(15:50)後より翌朝8:05までの勤務が予定されている。
休憩と取得状況	昼休憩1時間。取得できていたと認定されている。	昼休憩45分。取得できていたと認定されている。
所定休日と取得状況	完全週休2日制。発症前6か月において概ね取得できていたもよう。なお、振替休日等を取っていたとも推測される。	隔週週休2日制。発症前2か月において休日は1日も取得されていない。
深夜業の有無と勤務状況	発症前6か月において22時を超える深夜勤務は65回ある。概ね、22時台と23時台の退勤が多いようだが、24時を回る退勤日も見られる。	発症前2か月において深夜時間帯(22時～5時)の勤務日が回があるが、いずれも予定されている通し勤務と思われる。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	左室高電位の異常所見あり	なし
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前4か月間において月平均80時間を超える時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性が強いものと評価できる。	被災者の発症前1か月の時間外労働時間数が142時間となっているうえ、製造責任者であってノルマも過大であり労働密度が特に低い状況とは認められないことから、業務と発症との関連性は強いと評価でき、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
労働時間以外の負荷要因	社内服務心得の策定に当たって中間管理職として社内の意見集約、説得、調整を行い、批判的意見を言われることもあったようであるが、認定判断に当たって考慮すべき日常的に精神的緊張を伴う業務の程度までには至っていないと判断されている。	認定判断に当たって考慮すべき事実は認められない。
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	70(238)	142(348)
同2か月(拘束時間数)	78(246)	—
同3か月(拘束時間数)	80(257)	—
同4か月(拘束時間数)	94(262)	—
同5か月(拘束時間数)	—	—
同6か月(拘束時間数)	—	—
36協定の時間外労働時間数	1か月45時間、1年360時間(特別条項では、1か月80時間、1年750時間)	1か月45時間、1年320時間
36協定時間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	49(特別条項が適用されていた場合は14)	97
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	職場で昼休み中に突然倒れて救急搬送され、虚血性心疾患により死亡したもの。	・左膝裏に違和感を感じたところ、その後体全体に力が入らなくなり、救急搬送され、脳内出血の診断を受けた。入院加療後、リハビリ目的で転院するなどしている。 ・発症前2か月間のみ労働時間が算定されているところ、所定労働時間内の労働日はなく(概ね実働10時間超)、かつ、休日は1日もない。
その他の事情		

筆者注1) 表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	脳心①	脳心②
性別	男	男
発症時年代（年齢）	30歳代	30歳代
業種	運輸業	建設業
所属事業場労働者数	579人	10人
労働組合等の有無	労働組合なし、過半数従業員代表あり	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	運行管理者、サブセンター長	工事責任者・現場監督
被災者の業務内容	・運行管理業務（週2日）：点呼、積み込み作業チェック、無線・モニターによる配送状況確認・指示、配送日報の回収、翌日の勤務指示 ・事務所管理業務（週3日）：サブセンター長（兼 安全推進委員会）としての管理作業、センター運営全般	一般住宅請負工事施工のために、施主・施工業者との打ち合わせ、施工業者の手配、工事進捗確認、現場管理を行う。朝から晩まで現場で業務を行い、複数現場を回ることもあり。現場作業終了後は、職場に戻り、進捗状況の確認、施主・施工業者への進行報告など事務作業を2時間程度行う。
疾患名	脳幹部出血、四肢麻痺、遅延性意識障害	くも膜下出血
所定労働時間数	終業規則上は1日8時間。実務上の所定労働時刻は7～19時	1日7時間50分、1週間40時間
休憩と取得状況	午前午後各10分ないし15分と、昼休憩30分ないし40分の、計1時間。発症前6か月間において取得できていたと認定されている。	午前10分、午後15分、昼休憩1時間の、計1時間25分
所定休日と取得状況	週1日以上、1年間105日。発症前6か月間において、概ね週に2日の休日を取得できていたもよう。	隔週週休2日制。なお、発症前6か月間において、所定の隔週週休2日を確保できていなかった月が3か月ある。
深夜業の有無と勤務状況	発症前6か月間において、22時を超える深夜勤務は4回ある。	なし
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	(重症)高血圧症（治療中）、左室肥大（要観察）	白血球増加要精検、尿潜血陽性要精検、GPTや増加要観察、HDLコレステロール低値要観察
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前3か月間の平均時間外労働時間は80時間以上に及んでおり、恒常的な長時間労働があったものと認められ、特に過重な業務に就労していたものと認められる。	発症前2か月平均の時間外労働時間は92時間と認められ、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
労働時間以外の負荷要因	なし	なし
発症前1か月の法定時間外労働時間数（拘束時間数）	85 (274)	85 (276)
同2か月（拘束時間数）	74 (262)	99 (301)
同3か月（拘束時間数）	107 (298)	74 (264)
同4か月（拘束時間数）	119 (319)	95 (297)
同5か月（拘束時間数）	98 (280)	73 (263)
同6か月（拘束時間数）	100 (299)	92 (294)
36協定の時間外労働時間数	1か月42時間、1年320時間（特別条項では、1か月100時間、1年852時間）	1か月42時間、1年320時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	77（特別条項が適用されていた場合は19）	57
労災事故の発生状況（直接の原因を含めた概要）	・勤務先の喫煙所付近（戸外）で倒れているところを発見、救急搬送された。	パチンコ店の駐車場にあぐらをかくような姿勢でいたところ、パチンコ店店員が発見し勤務先に通報。近隣の現場にいた同僚が病院へ搬送し、くも膜下出血と診断され加療したが、約1か月後に死亡。
その他の事情		

筆者注1）表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2）「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3）「発症前」の「法定時間外労働時間数（拘束時間数）」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑬	脳心⑭
性別	男	男
発症時年代(年齢)	20歳代	40歳代
業種	可塑性製品製造業	飲食業
所属事業場労働者数	60人	568人(企業全体)
労働組合等の有無	なし	労働組合の有無は不明、過半数従業員代表あり
36協定の有無	被災者の発症時に正社員(被災者)に適用される時間外労働・休日労働協定なし	あり
職種・役職・職位	製造工・製造課主任	調理係長(売店の責任者)
被災者の業務内容	射出成形型金型のプロトタイプの製造。金型製造のうち型合わせ(ブロックで製造された型を合わせて接合部分の繋ぎ目を埋める業務)と放電加工(マシニングで加工できない細かい加工を電極を使用して削る作業)を行っていた。	・売場の責任者として、売場清掃、備品・用度品在庫管理、電話対応、レジ締め、売上入金、釣り銭保管。 ・調理では、キャベツ切り、フライヤー準備、洗米、炒飯、納品片付け、揚げ業務、弁当盛り付け、丼製造、肉仕込み、調理場清掃、調理器具清掃、ゴミ捨て。 ・全体の管理として、発注業務、売上報告、勤怠報告、安全点検、衛生点検、営業成績報告書作成、月次勤怠報告、棚卸業務、ビル内書類手続き。
疾患名	急性循環不全(心停止)	低酸素性脳症、心肺停止
所定労働時間数	1日8時間、1週間40時間	1日8時間、1週間40時間
休憩と取得状況	昼休憩45分、午後15分の、計1時間	2時間。なお、残業を見越して設定されていると推測する。
所定休日と取得状況	週休2日制(毎週第一土曜日のみ出勤)。なお、発症前2週間目においては休日がない。	週休2日制(原則、火曜・金曜)。なお、発症前6か月間で取得した休日は、有給休暇の2日を含めて12日であり、週に2日の休日は確保されていない。一方、(認定されている勤務時間は長くないものの、)30回の休日出勤が認められる。
深夜業の有無と勤務状況	発症前6か月において、深夜時間帯(22時～5時)における勤務は89回ある。	発症前6か月間において、22時を超える深夜勤務は9回あるが、うち7回は22時を数分超えた出勤、2回は22時半くらいの出勤である。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード。なお、出勤後すぐに打刻しないことがあり、休日出勤の場合も打刻しなかったと認定されている。
既往歴	心電図により右室肥大等の異常所見あり	両下肢下部静脈瘤(自覚症状)、高血圧・要内科受診。肝機能・要再検。コレステロール・血糖値高め。尿検査異常値。
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	短期間においては、日常業務を超える連続した極端な長時間労働があったこと(発症前2週間において3回の24時間以上連続勤務が認められる。)、長期間においては、慢性的な時間外労働が継続され、業務と発症との関連性が強いと評価できる。	発症前1か月間の時間外労働時間が100時間を超えていることから、特に過重な業務に従事していたものと判断される。
労働時間以外の負荷要因	顧客から短期間での納期を求められ、かつ、精度の高い製造品を求められていたことから、心理的負荷が認められる。	なし
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	134(295)	133(309)
同2か月(拘束時間数)	244(404)	134(302)
同3か月(拘束時間数)	73(222)	133(301)
同4か月(拘束時間数)	171(330)	97(273)
同5か月(拘束時間数)	89(246)	132(292)
同6か月(拘束時間数)	106(275)	160(320)
36協定の時間外労働時間数	—	1か月45時間、1年360時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	—	115
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	・上司や先輩が退職したことから、その業務の2/3が被災者の担当とされ、同時に受注量が増加した。 ・体調不良により欠勤し受診しようとしたものの受診せず、自宅で安静にしていたところ、意識不明となり、救急搬送されたが、急性循環不全により死亡。	午前8時半頃に通常どおり出勤し、開店準備をしていた午前9時頃突然倒れて意識不明となり、心肺停止に陥ったため、緊急措置後救急搬送された。4日間の意識不明後、命はとりとめたが、低酸素脳症により高次脳機能障害となった。
その他の事情		

筆者注1) 表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑤	脳心⑥
性別	男	男
発症時年代(年齢)	50歳代	40歳代
業種	クリーニング(リネンサプライ)業	農業協同組合
所属事業場労働者数	159人	267人
労働組合等の有無	労働組合なし、過半数従業員代表あり	労働組合の有無は不明、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	営業部次長	葬祭課課長代理
被災者の業務内容	月曜日・火曜日は、営業業務の他、再洗作業。事業所内では、商品の劣化状況の確認及び商品補充の打ち合わせ。水曜日以降は、曜日ごとに訪問エリアを決め、得意先への訪問(営業活動、在庫管理)。曜日にかかわらず、夕方前からは翌日配達準備(数名での積み込み)。	①葬祭事業部課長代理として、葬祭業務全般(病院等での遺体引き取り、納棺、運搬業者の手配、自宅での枕飾り、遺族との打ち合わせ、葬儀の受付、準備、施行、片付け、請求書作成等)のほか、職員勤務シフトの表の作成。 ②葬祭課長が欠員となったため、課長代理の被災者が業務管理者となり、上記①の業務に加え、職員勤務報告書の作成、システム入力業務及び職員への業務指示が追加となった。 ③葬祭事業部長及び葬祭課長が就任し、基本的には上記①の業務に戻ったが、葬祭業務は特殊な業務であり、新任の部長及び課長が不慣れであったため、引き続き課長業務も行いながら、葬祭業務の中心的な立場で業務を引っ張っていた。
疾患名	急性心筋梗塞	くも膜下出血
所定労働時間数	1日8時間	1日7時間30分、1週間37時間30分
休憩と取得状況	昼休憩45分、午後15分の、計1時間	昼休憩1時間。休憩は取得できていたと認定されている。
所定休日と取得状況	日曜日、ほか。発症前6か月において、必ずしも所定の日曜日に休日を取得できていたわけではない。休日出勤が4回あるもよう。	シフト制による完全週休2日制。発症前6か月間において、休日は概ね取得できていたようだが、業務の性質からか、1週間に3日以上休日を取得している週もあれば、23日連続勤務の場合もあり、不規則性がうかがえる。
深夜業の有無と勤務状況	発症前6か月において、22時を超える深夜勤務は1回のみである。しかし、出勤時間が概ね6時台と早く、5時以前に出勤した日が2回ある。	発症前6か月間において、22時を超える深夜勤務は27回ある。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	なし	急性腰痛症。肥満、高血圧の指摘あり、要指導。
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前1か月間の業務について100時間を超える時間外労働が認められ、また、発症前概ね6か月間の業務についても平均100時間を超える時間外労働が認められ、被災者の就労状況を考慮すると労働密度が特に低いとは認められないことから、業務と発症との関連性は強いと判断され、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと判断する。	発症前1か月間の時間外労働時間が173時間であり、発症前2か月間から6か月間のいずれの期間においても、1か月当たりの平均時間外労働時間が100時間を超えていること、また、業務は突発的で不規則な勤務形態であったことも考慮すると、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
労働時間以外の負荷要因	なし	・葬祭業務の性質上、突発的で不規則な勤務があったと認められる。 ・欠員となっていた葬祭事業部の部長と課長が就任したものの、葬祭業務は特殊であるため、両名が慣れるまでは引き続き、課長代理である被災者が中心的な立場で業務を引っ張っていたものと認められる。
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	127(315)	173(358)
同2か月(拘束時間数)	100(286)	141(324)
同3か月(拘束時間数)	97(291)	156(343)
同4か月(拘束時間数)	104(298)	132(316)
同5か月(拘束時間数)	95(288)	54(222)
同6か月(拘束時間数)	94(280)	84(265)
36協定の時間外労働時間数	1か月45時間、1年360時間(特別条項では、1か月80時間、1年750時間)	1か月45時間、1年360時間
36協定時間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	82(特別条項が適用されていた場合は47)	128
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	顧客先のリネン庫で倒れているところを発見され、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。	朝方に自宅で頭痛と左足の痺れを訴え救急搬送されたところ、くも膜下出血との診断を受け、移送のうえ治療を受けるも、翌日に死亡した。
その他の事情		

筆者注1) 表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑦	脳心⑧
性別	男	男
発症時年代(年齢)	30歳代	50歳代
業種	医療業	警備業
所属事業場労働者数	625人	20人
労働組合等の有無	労働組合の有無は不明、過半数従業員代表あり	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	事務職、主任	係長
被災者の業務内容	総務課に所属し、研修医の募集、給与計算、苦情対応、人事管理業務全般	警備員の採用、労務管理、指導・教育
疾患名	虚血性心疾患疑い(心臓性突発死)	くも膜下出血
所定労働時間数	1日8時間	1日8時間、1週間40時間
休憩と取得状況	特段の定めはないが、概ね12～13時において1時間取得	1時間30分
所定休日と取得状況	日曜日及び日曜日以外で月4日間	日曜日、ほか、年間休日表による(105日)。なお、発症前6か月平均で、休日は1か月当たり3日である。
深夜業の有無と勤務状況	発症前6か月において、22時を超える深夜勤務は20回ある。なお、退勤時間は、遅くとも23:40分頃である。	発症前6か月において、22時を超える深夜勤務は57回である。
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	なし	前交通動脈瘤。肥満・血圧高め・空腹時血糖境界型の異常所見あり
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	発症前1か月において100時間を超える時間外労働が認められ、業務と発症との関連性が強いと判断される。	発症前1か月において100時間を超える時間外労働が認められるため、判断せず。
労働時間以外の負荷要因	なし。なお、発症前6か月において、5回の出張と、3回の10日を超える連続勤務が認められる。	発症前1か月の時間外労働時間数は約128時間であり、業務と発症との関連性は強いと評価できる。また、業務内容から、労働密度が低いとは認められない。総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認められる。
発症前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	100(272)	129(337)
同2か月(拘束時間数)	88(256)	155(359)
同3か月(拘束時間数)	66(213)	107(300)
同4か月(拘束時間数)	88(258)	146(353)
同5か月(拘束時間数)	93(253)	115(327)
同6か月(拘束時間数)	98(258)	106(207)
36協定の時間外労働時間数	1か月45時間、1年360時間(特別条項では、1か月80時間、1年600時間)	1か月45時間、1年360時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	55(特別条項が適用されていた場合は20)	110
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	自宅で未明に呼吸停止状態であることに配偶者が気づき、救急搬送要請をするも、救急隊到着時には死亡した状態であった。	出勤前にシャワーを浴びていたところ、風呂場で倒れているところを被災者の母が発見し、救急搬送されたが、死亡したものと。
その他の事情		

筆者注1) 表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	脳心⑱
性別	女
発症時年代（年齢）	40歳代
業種	生花等小売業
所属事業場労働者数	30人（企業全体）
労働組合等の有無	労働組合の有無は不明、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり
職種・役職・職位	技術指導担当
被災者の業務内容	被災者は、N店の店長として勤務していたが、2か月後にT店に異動となり、技術指導担当として3店舗（O店・N店・E店）の業務統括を行っていた。事務処理としては、本数出しなどの集計作業で、月・水・金は水揚げ作業を行っている。また、婚礼やイベント装花の制作も行っていた。
疾患名	被殻出血
所定労働時間数	1日7時間30分
休憩と取得状況	昼休憩1時間、夕食休憩約30分の、計約1時間30分
所定休日と取得状況	完全週休2日制
深夜業の有無と勤務状況	発症前6か月間において、22時を超える深夜勤務が85回ある
出退勤管理の方法	タイムカード
既往歴	高血圧症、総コレステロール・LDLコレステロール高値（要経過観察）
被災者の性格	—
業務上認定要因	発症前1か月間に139時間の時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性は強いと評価できる上、発症前6か月間においても、休日は確保されていたものの極度の長時間労働に従事した事実が認められることから、相当の疲労の蓄積、恒常的な睡眠不足の状態であったと推測され、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと判断できる。
労働時間以外の負荷要因	なし
発症前1か月の法定時間外労働時間数（拘束時間数）	139（327）
同2か月（拘束時間数）	97（297）
同3か月（拘束時間数）	66（234）
同4か月（拘束時間数）	198（380）
同5か月（拘束時間数）	82（263）
同6か月（拘束時間数）	145（343）
36協定の時間外労働時間数	1か月45時間、1年360時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	153
労災事故の発生状況（直接の原因を含めた概要） その他の事情	・帰宅途中に意識が朦朧とし、自宅最寄り駅に辿り着けず深夜にふらつきながらさまよっていたところを通行人に助けられ、救急搬送された。 ・被災者は、事務作業に加え、事業主の指示により他店舗へ行き、婚礼やイベントの装花製作業務にも従事しており、繁忙期など、婚礼やイベントの状況によっては、早朝から深夜までの作業を余儀なくされる状況にあった。

筆者注1）表中の「—」は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2）「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3）「発症前」の「法定時間外労働時間数（拘束時間数）」は単月の時間数である。